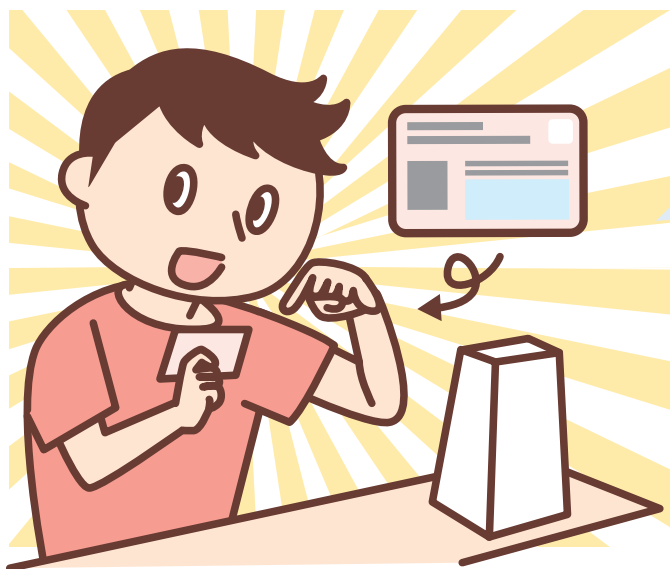


令和6年12月2日以降の 医療機関等への受診について

✓ マイナ保険証で受診

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を利用することで、自身の健康、医療に関するデータに基づいた、より適切な医療が受けられる等のメリットがあります。



マイナ保険証を利用する前に…

✓ マイナポータルで資格情報を確認してみましょう！

（令和6年3月24日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。）

！ 医療機関がマイナ保険証に対応していない場合は、以下の方法で受診できます

● マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面
マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示

● マイナ保険証+資格情報のお知らせ
スマートフォンをお持ちでない方は、資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示

※マイナポータルや資格情報のお知らせの提示だけでは保険診療を受けられませんのでご注意ください。

[資格情報のお知らせについて詳しくはこちら▶](#)



その他の受診方法

■健康保険証

発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

■資格確認書

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。



START

マイナポータルはこちら



マイナポータルにログインします。



ログイン後、画面を下にスクロールし、「健康保険証」を押します。



健康保険証のページが表示されます。「資格情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

マイナ保険証のよくある質問にまとめてあります。併せてご確認ください。（外部リンク）



✓ 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

電話番号

0570-015-369

開設時間 8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始を除く）

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

あんま・マッサージの施術、はり・きゅうの施術は 一定の条件を満たす場合に 健康保険の対象となります

それぞれ下記全ての要件を
満たす必要があります

あんま・マッサージ

①医療上マッサージを必要とする 症例であること

- 関節拘縮 ●筋麻痺 ●筋萎縮

一律に診断名によることなく、上記の症例等で医療上
マッサージを必要とするものが対象となります。

②対象症例について、対面診察の上で 医師の同意書が発行されていること

関節拘縮・筋麻痺等の症状が認められ、その制限されてい
る関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目
的として、あんま・マッサージの施術が必要と医師が同意
している場合に限ります。

単に疲労回復やリラクゼーション目的のもの、疾病予防の
ためのマッサージである場合は健康保険の対象となりません。

はり・きゅう

①対象となる疾病であること

- 神経痛 ●腰痛症
- リウマチ ●頸腕症候群
- 五十肩 ●頸椎捻挫後遺症

※医師による適当な治療手段がないもの

※慢性的な疼痛を主訴とする疾病

上記疾病に類するものも対象となる場合があります。

②対象疾病について、対面診察の上で 医師の同意書が発行されていること

医療機関において治療を受けても効果が現れなかった等、医
師による適当な治療手段がなく、はり・きゅう施術を受ける
ことを認めた医師の同意書が必要となります。

医療機関等で治療を受けた疾病と並行して同一部位・同一
期間にはり・きゅう施術を受けられた場合は、健康保険の対
象となりません。

協会けんぽから未治療者の方へ

医療機関への受診をお願いする ご案内をお送りしています



次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ①生活習慣病予防健診、事業者健診、特定健診を受診した方
- ②健診受診月の前月から4か月以内に
医療機関への受診が確認できない方
- ③右記の**動奨基準**のうち、いずれか1つでも該当する方

動奨基準

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL以上
	HbA1c (NGSP値)	6.5%以上
脂質	LDLコレステロール	180mg/dL以上

ご存じですか？サイレントキラー

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病は、**自覚症状が現れないまま、ある日突然心筋梗塞などの
深刻な病気を引き起こす**ことから、「サイレントキラー（静かな殺し屋）」と呼ばれています。

検査で治療が必要なのかどうか明らかにして、早期発見・早期治療につなげることが大切です。
「自分は大丈夫」と自己判断せずに、まずは医療機関を受診しましょう！

事業主様へ

特に数値の高い方には、株式会社エム・エイチ・アイより
お電話でもご連絡させていただく場合がございます。
ご本人様にご連絡がつかない場合は、事業所様にご連絡
いたしますのでお取次ぎをお願いいたします。



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送を
ご利用ください。
郵便番号と
宛名のみでOK!



052-856-1490 (代表)

受付
時間

8:30~17:15 土・日・祝日・
年末年始を除く